

Garoon 6 サービスライセンス規約

上部に記載された才望子信息技术(上海)有限公司(以下、「サイボウズ上海」といいます。)のサービス(以下、「本サービス」といいます。)の利用権(以下、「ライセンス」といいます。)を購入された法人、団体および個人のみなさま(以下、「お客様」といいます。)へのご注意:

本サービスライセンス規約(以下、「本規約」といいます。)は、本サービスの内容および提供条件について、お客様とサイボウズ上海の間に締結される法的な契約書です。お客様は、本サービスのご購入申し込み前に本契約書の内容を確認する手段やその機会があった場合はサイボウズ上海にご購入を申し込んだ時点、またはご購入申し込み前にその手段や機会がなかった場合は、ライセンスキーが記載された電子ファイルを開封した時点で、本契約書の条項に拘束されることに承諾したものとみなされます。

1. 定義

本規約の条項において、用語の定義は以下のとおりとします。

- (1) 「お客様」とは、本規約の条項を承認の上、サイボウズ上海所定の手続に従い本サービスの利用を申し込んだ法人・団体ならびに、サイボウズ上海が本サービスのご利用を許諾した方をいいます。
- (2) 「該当ソフトウェア」とは、本サービスの対象となる下記のソフトウェアで、お客様がサイボウズ上海から適法に使用許諾権を得たものをいいます。
該当ソフトウェア: Garoon 6
- (3) 「サービスライセンス」とは、本契約書で許諾された範囲内において本サービスを利用することができる権利をいいます。なお、お客様が該当ソフトウェアの新規ユーザーライセンスをご購入された場合、初年度分のサービスライセンスが該当ソフトウェアの新規ユーザーライセンスに含まれています。よって初年度分のサービス期間については無料でご本サービスを利用することができます。
- (4) 「サービスライセンスキー」とは、お客様が本サービスの利用を許諾されたことを証明するもので、サイボウズ上海がお客様に対して発行し、ライセンスキー証明書に記載されたものをいいます。お客様は該当ソフトウェアにサービスライセンスキーを登録することでご本サービスを利用することができます。
- (5) 「サービスライセンス料」とは、サービスライセンスの料金をいいます。サービスライセンス料は該当ソフトウェアの種類や許諾されたユーザー数によって変わります。
- (6) 「サービス提供期間」とは、お客様が本サービスを利用することができる期間をいいます。
- (7) 「サービスの終了日」とは、お客様の該当ソフトウェアにおける新規ユーザーライセンス用ライセンスキー証明書または、本サービスライセンスキーに「サービスの終了日」として表示された日付をいいます。

- (8) 「サービス説明書」とは、本サービスの内容について記載された説明書をいいます。サービス説明書は、サイボウズ上海のホームページに掲載するものとし、サイボウズ上海によって随時更新されます。(https://www.cybozu.cn/garoon/) サービス説明書が更新された場合、本サービス提供期間中のお客様に対しては、サイボウズ上海のホームページにおいて、随時更新、公表されることによって、お客様の認識如何に関わらず、自動的に改訂・変更され、適用されます。また、本サービス提供期間終了後、再度本サービスの利用を再開されるお客様に対しては、最新のサービスメニューは、サイボウズ上海のホームページに掲載されることによって、お客様の認識如何に関わらず、自動的に改訂・変更され、適用されることとします。
- (9) 「サービスの委託先」とは、サイボウズ上海が本サービス提供業務の一部および全部を委託した者をいいます。
- (10) 「各情報コンテンツの提供者」とは、本サービスで提供される情報コンテンツの提供元となる者をいいます。

2. サービスの実施

- (1) サイボウズ上海は本規約の条項に基づき、本サービスにお申し込みいただいたお客様に対して本サービスを提供します。
- (2) 本規約は本サービスをご利用いただく際の、サイボウズ上海とお客様との間の一切の関係に適用されるものとします。

3. サービス内容

本サービスの内容は、サービス説明書に記載のとおりとします。

4. サービスライセンス料

本サービスのサービスライセンス料は、別途定められたとおりとします。本サービスをご利用になるための必要なサービスライセンスの種類およびサービスライセンス料は、サービスライセンスキーを入力する日においてお客様がご使用の該当ソフトウェアの種類や許諾されたユーザー数によって異なります。

5. サービスライセンスの変更

- (1) お客様は、サイボウズ上海が指定する方法に従って、サービスライセンスのユーザー数を、50 ユーザーを上限として、減数することができます。サービスライセンスのユーザー数が減数された場合、該当ソフトウェアのユーザーも同様に減数されたものと取り扱われます。該当ソフトウェアのユーザー数の変更については、該当ソフトウェアに関する契約を別途ご確認ください。
- (2) いかなる場合においても、既に支払われたサービスライセンス料の返金等は一切行いません。
- (3) 本条第1項の減数手続が完了された後、購入された本サービスのライセンスキー情報をメールにてご通知します。該当ソフトウェアの登録ユーザー数を、減数後のサービスライセンスのユーザー数と同数まで減らしたうえで、サービスライセンスキーをご登録ください。

6. お客様の権利と制限

- (1) お客様はご購入されたサービスライセンスの範囲内で、本サービスを受けることができます。
- (2) サービス提供期間は、本サービスのお申し込み日やご利用開始日に関係なく、「お客様からの申し込みをサイボウズ上海が承諾のうえサイボウズ上海がお客様に対してサービスライセンスを発行したときから、サービスの終了日まで」とします。なお、サービスの終了日以降も本サービスを継続するため、継続するサービスライセンス(以下「継続サービスライセンス」といいます)をご購入された場合は、当該継続サービスライセンスキーに記載されたサービスの終了日までサービス提供期間が延長されます。
- (3) 本サービスの利用は、サービスライセンスキーを該当ソフトウェアに登録することにより可能となります。よって、お客様は、サービスライセンスキーをお手元へ届き次第、速やかに該当ソフトウェアに登録してください。お客様の故意、過失を問わず、サービスライセンスキーを登録しなかった場合や、本サービスお申し込み後サービスライセンスキーを登録する前に該当ソフトウェアのユーザー数に変更が生じた場合などにより本サービスが受けられなかったとしてもサイボウズ上海は一切の責任を負いません。また、サイボウズ上海はお客様に対し、サービス提供期間の途中でサービスライセンスキーを登録、解除した場合においても、サービスを受けなかった期間についてのサービスライセンス料の払い戻しは一切いたしません。
- (4) お客様は、同一の可否かを問わず、同一時期か否かを問わず、いかなるソフトウェアにおいても1つのサービスライセンスキーを並行使用、および再使用することはできません。
- (5) 1つのサービスライセンスで許諾されたユーザーの数、その他サービスライセンスの内容を複数に分割することはできません。
- (6) お客様は、サービスライセンスで許諾されたユーザー数を超えない範囲で、かつ該当ソフトウェアに登録され、使用が許諾されたユーザーのみ本サービスを利用することができます。よって、お客様は第三者に対し、本サービスを受ける権利を譲渡、貸与、リース、転売あるいはその利用を許諾したり、与えたりすることはできません。また、お客様はサービスライセンスの複製、頒布、貸与、送信、リース、担保設定等を行なうことはできません。
- (7) お客様は、該当ソフトウェアをインストールしたサーバーを移管する場合、本サービスライセンスキーのデータについても該当ソフトウェアと一体としてそのまま移管しなければなりません。
- (8) お客様は本サービスに関連するドキュメントやプログラムを修正、翻訳、変更、改造、解析、派生サービスの作成することはできません。
- (9) 本サービスは、本規約に加え、提供される各サービスの規定に従って取り扱われる場合があります。その場合、お客様はそれらの規定についても拘束されるものとします。また、各情報コンテンツの提供者により提供されるサービス等のご利用については、お客様と各情報コンテンツ提供者会社との間の契約に基づくものとします。

7. お客様の氏名、連絡先等

- (1) お客様は、本サービスの申し込み時にサイボウズ上海に連絡した氏名、名称、住所、居所、その他連絡先等(以下、併せて「連絡先等」といいます。))について変更が生じた場合、速やかにその変更内容をサイボウズ上海ならびに本サービスの委託先に届け出なければなりません。
- (2) 前項の届け出があった場合、お客様は、サイボウズ上海および本サービスの委託先に対して、届け出の内容が事実であることを証明する書類を提示していただく場合があります。
- (3) お客様の連絡先等の変更に関する届け出があった場合は、それ以後、サイボウズ上海からお客様に対する連絡、通知は、変更先に対して送付されるものとします。本条第1項の届け出なく連絡先が変更された場合、サイボウズ上海および本サービスの委託先は、変更前の連絡先等に対して、通知、連絡がとれなかったことに起因して、お客様、サービスご利用者ならびに第三者に対して生じたいかなる損害についても一切責任を負いません。
- (4) サイボウズ上海は、お客様からいただいた連絡先等は、本サービスの提供・管理を行うためお客様に対し本サービスに関する情報やサポートを提供するために利用させていただきます。他、プライバシーポリシー(https://www.cybozu.cn/jp/terms/privacy/)の定めに準じて取り扱うものとします。

8. 限定保証

- (1) サイボウズ上海は、本サービスの提供が、重要な点において、サイボウズ上海から提供するサービス説明書に記載されている通りに行われるものであり、サイボウズ上海はお客様の問題を解決するために合理的な範囲内で努力し、注意し、またその技能を提供することを保証します。但し、本サービス提供の瑕疵が、サイボウズ上海に起因しない場合には、本保証の対象外とします。
- (2) 前項本文に記載の保証事項にサイボウズ上海が違反した場合には、お客さまは本規約の解除を請求できるものとします。サイボウズ上海は、お客さまからの解除の請求に応じて、当該違反事実の発生した日の翌月以降のサービス提供期間の残存期間について、月割りでサービスライセンス料の返還を行うものとします。
- (3) 前項に基づく解除の請求は、当該違反事実の発生した日から 60 日以内に、本サービスライセンスのライセンスキーの購入を拡大する書面ならびに当該違反事実の内容および発生日を証明する書面を添えて行うものとします。

9. その他の保証

- (1) お客様は、前条に定める保証が本サービスの利用に関わる唯一の保証であり、その他のすべての危険はお客様のみが負うことをここに確認し、同意するものとします。
- (2) サイボウズ上海および本サービスの委託先は、お客様その他の第三者に対し、本サービスおよび本サービスを通じて他のサービスをご利用になることにより、または利用しなかったことにより発生した営業価値の損失、業務の停止、コンピュータの故障による損害、その他あらゆる商業的損害・損失を含め一切の直接的、間接的、特種的、付随的または結果的損失、損害について責任を負いません。さらに、サイボウズ上海は第三者のいかなるクレームに対しても責任を負いません。サイボウズ上海のいかなる口頭または書面による、いかなる情報または助言も新たな保証を行い、またはその他いかなる意味においても本規約の各条項の範囲を拡大するものではありません。
- (3) サイボウズ上海は本サービスがお客様の要求を満足させるものであることを保証するものではありません。
- (4) お客様が、本サービスおよび本サービスを通じて他のサービスを利用することにより、他の利用者又は第三者に対して損害を与えた場合には、お客様は自己の責任と費用において解決し、サイボウズ上海には一切の責任を負わないものとします。
- (5) サイボウズ上海および本サービスの委託先は本サービスにおける内容およびお客様が本サービスを通じて得る情報等についてその完全性、正確性、確実性、有用性などのいかなる保証も行わないものとします。
- (6) インターネットを含むネットワーク障害、天変地異等の不可抗力に基づいて、サイボウズ上海が債務を履行できないと判断する場合、サイボウズ上海は本サービスの提供を停止、中断することがあります。この場合において、サイボウズ上海は当該不履行に基づく一切の債務につき免責されるものとします。
- (7) 本規約第13条(サービスの一時停止)および第14条(サービスの変更・一部廃止)により、サービスの提供が不可能となった場合についても、お客様が既に支払済みにしたサービス料金等については一切払い戻ししません。
- (8) 本規約の下で生じるサイボウズ上海および該当ソフトウェアの供給者の責任は、当該サービス提供期間についてお客様が実際に支払った金額を上限とします。

10. 委託

サイボウズ上海は本サービスの全部または一部をお客様の事前の承諾なしに第三者に委託することができます。

11. 権利の帰属

本サービスの実施環境を構成するすべてのプログラム、ソフトウェア、サービス、手続、商標、商号等に関する著作権、知的所有権その他一切の有形・無体の財産権は、サイボウズ上海、サイボウズ株式会社(Cybozu, Inc. 日本国)またはサイボウズに対し使用許諾している第三者に帰属するものとし、お客様に譲渡または本規約に定める以上に使用許諾するものではありません。

12. サービス・情報守秘義務と不正使用の禁止

- (1) お客様は、故意、過失を問わず、本サービス終了の前後を問わず、サービスライセンスに関するすべての情報を第三者に対して開示、漏洩してはいけません。
- (2) 本規約の条項に違反したサービスライセンスキーの不正使用はこれを一切禁じます。

13. 本サービスの一時停止

- (1) サイボウズ上海は次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を停止、および緊急停止することがあります。
i サービスを提供するために必要なサービスシステムのメンテナンス、電気通信設備の保守上又は工事にやむを得ないとき、またこれらにやむを得ない障害が発生したとき
ii サービスシステムに著しい負荷や障害が与えられることによって正常なサービスを提供することが困難であると判断した場合
iii サービスを提供することにより、お客様あるいは第三者が著しい損害を受ける可能性を認識した場合
iv 電気通信事業者又は国外の電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止および停止するに際し、本サービスの提供を妨げようとすることが困難になったとき
- (2) サイボウズ上海は前項各号の規定によりサービスの提供を停止するときは事前にその旨をお客様に通知します。但し緊急、やむを得ない場合はこの限りではありません。
- (3) サイボウズ上海はお客様および第三者からの緊急停止要請に限りでは原則としてこれを受け付けません。
- (4) サービスを停止すること、ならびに停止できなかったことによりお客様、および第三者が損害を被った場合も、サイボウズ上海は一切の賠償責任を負いません。お客様はこれを承認するものとします。

14. サービスの変更・一部廃止

サイボウズ上海はお客様が認識如何に関わらず、本サービス内容等を変更および一部廃止することができます。最新のサービス内容は、サービス説明書によって定められるものとします。また、本サービス内容を変更する場合、サイボウズ上海は、お客様に対し、変更の2週間以上前にサイボウズ上海のホームページその他サイボウズ上海が提供する手段により当該変更の内容について通知するものとしますが、お客様の認識如何に関わらず、最新のサービス内容が適用されるものとします。

15. サービスの廃止

サイボウズ上海は都合により本規約に基づく本サービスの提供の全部を廃止することができます。なお、本サービスの提供の全部を廃止する場合、サイボウズ上海はお客様に対し当該廃止の日より1ヶ月以内にサイボウズ上海のホームページその他サイボウズ上海が提供する手段によりその旨を通知するものとします。

16. 解除

- (1) お客様が本規約の条項および条件の1つにでも違反した場合、サイボウズ上海は、お客様に対する事前の何らの催告なくして本サービス規約を即時解除することができます。
- (2) お客様が本サービス期間の途中で解除を希望される場合には、サービス説明書に記載のサイボウズ上海カスタマーセンターまでご連絡のうえ、所定の手続を行なっていただくものとします。
- (3) 本規約が解除となった場合、お客様は該当ソフトウェアからすべてのサービスライセンスキーを削除するとともに、本サービスに付随してインストールした一切のソフトウェア、プログラム等を破棄しなければなりません。
- (4) 本規約第8条に定める場合を除く他、解除理由の如何に関わらず、お客様が既にお支払済みの料金は一切払い戻しされません。
- (5) 本規約が解除となった場合においても、本規約の条項第12条(ライセンスキー情報の守秘義務と不正使用の禁止)については以降も継続されるものとします。

17. 再契約

本規約が解除となったお客様が再度契約を望まれる場合は、新たに契約を締結するものとします。この場合、サイボウズ上海は過去にお客様が本サービスをご利用することによって作成、登録されたデータの復活ないし継続利用の保証はいたしません。

18. 本規約の変更

サイボウズ上海は本規約の条項の内容を変更することができるものと、本規約の条項の変更後における本サービスの利用料金、その他の提供条件は変更後の規約の条項によるものとします。また、本規約の条項を変更する場合、サイボウズ上海は、お客様に対し、変更の2週間以上前にサイボウズ上海のホームページその他サイボウズ上海が提供する手段により当該変更の内容について通知するものとしますが、お客様の認識如何に関わらず、最新の規約が適用されるものとします。

19. 準拠法および準則

- (1) 本規約は法の抵触に関する原則の適用を除いて中国の法律を準拠法とします。
- (2) 本契約または該当ソフトウェアに関して、当事者間に紛争が生じた場合には、中国国際経済貿易仲裁委员会の仲裁規則に従って、上海市において仲裁により終局的に解決されるものとします。

20. その他

- (1) 本サービスのご利用に関して、本規約の条項およびサービス説明書により解決できない問題が生じた場合には、お客様とサイボウズ上海の間で双方誠意を持って話し合い、

Garoon 6 サービスライセンス

これを解決するものとします。

(2) 本契約の条項のいずれかについて、適用される法令によりその効力が制限される場合には、当該条項は、かかる法令で許容される範囲内で効力を有するものとします。また、本契約の条項のいずれかが、適用される法令により無効とされた場合でも、他の規定は引き続き効力を有するものとします。